

## 議員発議案第5号

### 我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書

令和3年1月22日の中国の全国人民代表大会において、領海警備に関する武器使用を拡大する法律である「海警法」が可決・成立し、2月1日から施行された。これにより、中国が一方的に主張する「領海」からの退去勧告に従わない船に対して即時の武器使用が可能となり、これによって、日本漁船の安全は極めて危険な状態にさらされる可能性が高まった。

国においては、漁業者をはじめとする国民の生命・安全並びに日本の領土・領海・排他的経済水域を守る立場から、中国公船の我が国領海内への侵入が繰り返されないよう外交ルートを通じて引き続き強く働きかけるとともに、我が国の漁業者が安全に操業できるよう海上警備の一層の強化を行い、我が国の領海・排他的経済水域における漁業活動の安全確保について、適切な措置を速やかに講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
外 務 大 臣	茂 木 敏 充 殿
農 林 水 産 大 臣	野 上 浩 太 郎 殿
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 殿
防 衛 大 臣	岸 信 夫 殿
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣	河 野 太 郎 殿

(沖縄及び北方対策)